

大川市議会第7回定例会会議録

平成21年12月18日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	石橋忠敏	10番	中村博満
2番	箴島かおる	11番	岡秀昭
3番	吉川一寿	12番	中村武彦
4番	今村幸稔	13番	佐藤操
5番	平木一朗	14番	山田廣登
6番	古賀龍彦	15番	井口嘉生
7番	石橋正毫	16番	古賀勝久
8番	川野栄美子	17番	古賀光子
9番	福永寛	18番	神野恒彦

欠席議員

なし

2.地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市	長	植木光治				
副市	長	福島裕幸				
教	育	長 石橋良知				
会	計	管	理	者	宇木博子	
(兼)	会	計	課	長		
消	防	長				
(兼)	警	防	課	長	柿添新一	
経	営	政	策	課	長	木下修二

総務課長	今泉貞則
(併)選挙管理委員会事務局長	
企画調整課長	古賀文博
税務課長	古賀重敏
農業水産課長	添島清美
(併)農業委員会事務局長	
上下水道課長	宮崎博巳
学校教育課長	武下博子
監査事務局長	武下知寛

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議会事務局長	酒見隆司
議会事務局書記	永尾龍之介
議会事務局書記	石橋英治
議会事務局書記	堀修

4. 付議事件

1. 委員長報告

1. 質疑、討論、採決

1. 追加議案の上程

報告第11号 専決処分の報告について(交通事故による相手方負傷及び車両の損害賠償)

議案第90号 大川市政に係る基本的な計画の策定等の手続きに関する条例の制定について

議案第91号 市長の専決処分事項の指定についての議決内容の一部変更について

議案第92号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出について

1. 一部議案質疑

(報告第11号)

1. 一部議案質疑、討論、採決
(議案第90号～第92号)
1. 閉会中の議会運営委員会への調査付託の件
1. 会議録署名議員の指名
1. 閉会の宣告

午前9時30分 開議

議長(井口嘉生君)

皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

それでは、総務委員会に付託しておりました議案第75号 大川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外5件を一括議題といたします。

これから、総務委員会における審査の経過並びに結果について総務委員長の報告を求めます。総務委員長、中村博満君。

総務委員長(中村博満君)(登壇)

おはようございます。総務委員長報告をいたします。

私は総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第75号 大川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外5件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、議案第75号 大川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、職業と家庭生活との両立支援策としての育児休業の重要性などを勘案し、国家公務員の育児休業制度の改正に準じて、育児休業をした職員の勤務復帰後における給与の調整について所要の改正を行おうとするものであります。

具体的には、育児休業を取得した者が職場に復帰した場合、育児休業していた期間について、復職時において号俸の調整率を改善するもので、これまでは、育児休業した期間の100分の50に相当する期間を引き続き勤務したとみなしていたものを100分の100以下に相当する期間を引き続き勤務したとみなして、必要な調整を行うものです。

委員会では、育児休業は12カ月なのか、また男性もこの条例の対象に含まれるのかただしところ、育児休業は3年間認められてはいるが、実際の取得期間は1年間前後が多い、また、男性も含まれる旨の答弁がありました。

委員会では、少子化時代にあって今回の改正はいい方向であり、望ましいとの意見が開陳されたほか、詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第76号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

本案は、船員保険法の一部が改正され、これまで船員保険法の適用を受けていた非常勤の船員である職員の公務災害補償に関して、同法に基づく給付が行われなくなることに伴い、当該職員を本条例の適用対象とする必要があるため、所要の改正を行おうとするものであります。

具体的には、地方公務員である船員のうち非常勤の短時間勤務職員が、公務上または通勤上被災した場合、これまでは船員保険法の適用による補償であったものを本条例の適用による補償に改正するものです。

委員会では、大川市には該当者がいるのかどうかただしところ、該当者はいない旨の答弁を受けたほか、詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第77号 大川市税条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

本案は、地方税法の一部が改正され、寄附金税額控除が拡充されたことに伴い、本市におきましても地域の発展と福祉の増進を図るため、個人市民税の所得割について寄附金税額控除の対象とする寄附金または金銭に関し、所要の改正を行おうとするものであります。

いわゆる「ふるさと納税」の創設とは別に、都道府県、市区町村が控除対象となる寄附金を条例により指定できる制度が創設されたことに伴い、個人住民税の寄附金控除の対象に、所得税で寄附金控除の対象となる寄附金のうち、福岡県が条例により指定した法人、団体への寄附金が追加されたため、県が指定した寄附金を大川市においても条例指定する寄附金とするものです。

具体的には、条例により指定された寄附金を支出した方は、寄附金のうち5千円を超える

部分について、福岡県が条例指定した寄附金は4%、福岡県内の市町村が条例指定した寄附金は6%、県と市町村の双方が条例指定した寄附金は10%を乗じた額が、寄附をした翌年の個人住民税から控除されます。

委員会では、大川市内に該当する法人、団体が幾つあるかただしたところ、大川総合インテリア産業振興センター、大川市シルバー人材センターを初め、学校法人、社会福祉法人など23団体である旨の答弁がありました。

さらに、委員会では、寄附金控除することにより市の税金が減るのか、また市外からも寄附ができるのかただしたところ、そのとおりである旨の答弁がありました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第81号 平成21年度大川市一般会計補正予算について、御報告申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ139,008千円を追加するものであり、この財源として、歳出に見合う国庫支出金、県支出金、地方交付税及び繰越金等をもって充当し、予算総額を13,911,095千円とするものです。

各款における補正の主な内容について、御報告申し上げます。

まず、2款・総務費には、平成20年度重度心身障害者医療費返還金4,438千円、平成20年度次世代育成支援対策交付金返還金等4,532千円が計上されております。

3款・民生費には、障害者自立支援法に基づく各種障害者福祉サービスに要する経費31,200千円、老人保護措置費委託料10,986千円、養護老人ホーム明光園指定管理料1,819千円、乳幼児医療費助成費4,260千円、被保護世帯の急増に伴う生活保護費42,000千円が計上されております。

4款・衛生費には、低所得者のワクチン接種費用を助成する新型インフルエンザワクチン接種補助事業13,706千円が計上されております。

5款・労働費には、生活防衛のための国の緊急対策として、緊急雇用創出事業費2,751千円が計上されております。

6款・農林水産業費には、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金16,976千円（県負担2分の1、事業者負担2分の1）、畜産振興総合対策事業費補助金1,640千円（県負担3分の1、市負担10分の1）が計上されております。

委員会では、収入財源が少なくなっているにもかかわらず、予算総額がふえている理由に

ついでに、当初予算は総額125億円程度であったが、ことしは国の経済危機対策により、国の補助金、交付金で財源をほぼ100%賄う補正予算を8月の臨時議会及び9月議会で計上し、大川市の地域活性化を図っているものであり、通常は身の丈に合わせてやっている旨の答弁がありました。

次に、3款・民生費、養護老人ホーム明光園指定管理料が増額される理由についてただしたところ、当初予算では入所者を47名で計上していたが、4月に1名入園されたため1名分の増額を計上している旨の答弁がありました。

同じく、社会福祉総務費の扶助費では障害者自立支援法に基づく各種障害者福祉サービスに要する経費が毎年計上されているが、今後増加していくのかただしたところ、その方に合ったサービスを提供しており、利用者は増加している旨の答弁がありました。

さらに、扶助費についてただしたところ、リーマン・ショックにより雇用情勢は悪化し、生活保護世帯は急増している。11月で214世帯、309人になっており、今後も相談者はふえるものと思われる旨の答弁がありました。

次に、4款・衛生費、予防費の新型インフルエンザワクチン接種補助事業についてただしたところ、優先接種者のうち低所得者には無料で接種できるように全額助成するものである旨の答弁がありました。

次に、5款・労働費、緊急雇用対策事業費の賃金について対象は何名かただしたところ、4名の雇用を予定している旨の答弁がありました。

次に、6款・農林水産業費、畜産業費の畜産振興総合対策事業費補助金についてただしたところ、県の補助事業で、今回の申請は1名で、補助内容は、堆肥散布機1台、高温高圧洗浄機1台、牛をつなぐさくが15枚である旨の答弁があり、さらに、堆肥の地元への還元や事業効果についてただしたところ、県に3年間報告する義務があり、今回の申請者の経営面積は20ヘクタールなので主に自分の農地に還元される旨の答弁がありました。

委員会では、補助金を受けることになるので今後は地元への還元にも目を向けてほしい旨の要望が出され、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第86号 大川市第5次長期総合計画基本構想について、御報告申し上げます。

本案は、平成12年度から平成21年度を計画期間とする大川市第4次長期総合計画が、本年度をもって満了することから、平成22年度を初年度とする新たなまちづくりの指針となる大

川市第5次長期総合計画基本構想を策定するため、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

委員会では、基本構想に基づく基本計画についてただしたところ、計画は5年ごとにつくりかえるもので21年度中に前期計画を策定する。そして、予算要求する事業を具体的に実施計画として策定する旨の答弁がありました。

委員会では、将来人口における人口の推移の予測が、25年先の平成47年まで掲載されていることについて、必要があるのか、人口推計の手法についても注釈をつけるべきではないかななどの意見が開陳され、議論を重ねるうち、委員から本案の一部修正案が別紙のとおり提出されたところであります。

長期総合計画は、平成22年度から10年間の計画を策定するものであり、基本構想の人口推計については、25年という長い期間の推計ではなく、15年間程度でいいのではないかと、また、推計の方法を明記すべきであるとの考えから次のとおり修正するものです。

将来人口の推移の予測に関する棒グラフは、平成42年と47年は削除し、それに合わせて本文も一部修正する。注釈に「コーホート法による」を挿入するというものであります。

委員会では、採決の結果、本修正案は可決すべきものと決し、さらに、修正議決した部分を除くその他の部分については、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第87号 久留米市との久留米広域定住自立圏の形成に関する協定の締結について、御報告申し上げます。

本案は、久留米市との久留米広域定住自立圏の形成に関する協定を締結するため、定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

委員会では、広域圏と定住自立圏の違いにより今後の国の支援がどうなるのかただしたところ、国からの広域圏への支援は平成20年度で打ち切られているが、定住自立圏の形成に関する協定に基づく事業を実施した場合は、中心市である久留米市に40,000千円、大川市に10,000千円を上限に特別交付税の措置がある。これとは別に久留米市には既に中心市宣言したことにより468,000千円の交付金があり、久留米市はこれを周辺市と一緒に使うことになっている旨の答弁がありました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

議長（井口嘉生君）

総務委員長の報告は終わりました。

これから、総務委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。2番。（「反対討論を……」と呼ぶ者あり）討論ではございません。質疑です。（「質疑ですか。質疑はありません」と呼ぶ者あり）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。2番。

2番（笹島かおる君）（登壇）

大川市第5次長期総合計画基本構想についての修正案について反対いたします。

この修正案の内容は、大川市提出の原案にある人口予測グラフのうち、3万人を切る平成42年度と平成47年度の予測データを削除したものであります。大川市の人口が3万人を大きく割り込む予想は、大川市民の不安感をあおるおそれがあるとしても、予測されるデータを大川市議会がみずからの主導で隠ぺいしてしまうのは、市議会議員としてその責任と職務を放棄するのに等しい行為だと考えます。

私たちは、選挙によって大川市民の負託を受けて、この議会に参加しております。選挙のときには、私たちはそれぞれの主張を市民に対して行い、私を選んでくださいと市民に訴えてきたではありませんか。もっと市民を信じようではありませんか。

大川市の人口が20年後には3万人を割り込むという厳然たる事実を前にしたときに、市議会のとるべき行動は、大川市の人口をこれ以上減らさないことが最重要課題であると考えれば、その事実から目をそらすことなく、その対策を市当局に要求し、その実効性を検証していくことこそが市議会の役割だと思います。

この不都合な事実を隠ぺいし、何もなかったことにして、この問題に市行政も議会も不作為であるならば、この大川市の人口予測を上回る人口減少を招くのは必定ではないでしょうか。このようなことでは、大川市は元気になりません。衰退するばかりではないでしょうか。議員の皆様の懸命なる判断を期待いたしまして、私の反対討論を終わります。

議長（井口嘉生君）

これをもって討論を終結し、これから採決をいたします。

まず、議案第75号 大川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の職員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号 大川市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号 平成21年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号 大川市第5次長期総合計画基本構想についてを採決いたします。

本案の総務委員長の報告は、修正でありますので、まず総務委員会の修正案について採決いたします。

総務委員会の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数によって、総務委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除くその他の部分を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認め、よって修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号 久留米市との久留米広域定住自立圏の形成に関する協定の締結についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員会に付託しておりました議案第78号 大川市ふれあいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について外3件を一括議題といたします。

これから、文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について文教厚生委員長の報告を求めます。文教厚生委員長、岡秀昭君。

文教厚生委員長（岡 秀昭君）（登壇）

おはようございます。私は文教厚生委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第78号 大川市ふれあいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について外3件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、議案第78号 大川市ふれあいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、施設の利用状況などを勘案し、ふれあいの家の宿泊料の改定を行おうとするものであります。

具体的には、宿泊料について、近隣の類似施設を参考にし、従来の宿泊料を市内居住者における宿泊料とし、新たに市外居住者の区分を設け、中学生以下など利用者の区分により、市内居住者宿泊料に100円から200円を上乗せして市外居住者宿泊料を設定するものです。

委員会では、宿泊者における市内、市外別の利用者数及び改定による収入の増加見込み額についてただしたところ、宿泊者の約8割が市外居住者であり、およそ600千円増が見込まれる旨の答弁がなされました。

また、宿泊に伴う経費などを考慮した料金の設定になっているのかについてただしたとこ

ろ、ふれあいの家は社会教育施設で子どもの健全育成などを目的として設置されており、国、県などの類似施設を参考に料金設定している旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第79号 大川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

本案は、ごみの排出量の抑制と燃やせるごみの約50%を占める資源物の分別を促進するために、指定袋の無料配布を廃止するとともに、清掃センターに直接搬入される場合は有料となっている資源ごみの処理手数料を無料とし、あわせて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、資源ごみの清掃センターへの直接搬入が無料になることに伴う搬入量の増加に対しての人員配置計画についてただしたところ、現行配置職員のほか、新たに臨時職員を2名から3名程度配置する計画であり、必要最小限度の配置にとどめたい旨の答弁がなされました。

これに対して、安易に人を雇うのではなく、業務を効率化し、極力配置する人員を少なくする努力をしてほしい旨の意見が開陳されました。

また、改正に伴う制度の周知方法についてただしたところ、各地区の区長会等への説明会を初めとして、市報などで広報をしたい旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第80号 大川市斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

本案は、大川市斎場の維持経費の増加及び近隣市の斎場使用料とのバランスを考慮し、市外居住者に係る斎場の使用料を実費相当額に引き上げるため、所要の改正を行おうとするものであります。

具体的には、近隣の施設を参考にし、市外居住者の使用料を区分により、50千円から20千円までの実費相当額に引き上げるものです。

委員会では、市外居住者の利用件数についてただしたところ、過去3年間の平均として年間31人程度の利用がある旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第82号 平成21年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算について、御報告申し上げます。

今回の補正は、審査支払手数料及び後期高齢者支援金に不足が見込まれるため、これに要する経費について補正しようとするもので、この財源としては、国庫支出金、県支出金及び繰越金等をもって充当し、予算総額を4,731,192千円とするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

議長（井口嘉生君）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから、文教厚生委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第78号 大川市ふれあいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号 大川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長の報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号 大川市斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号 平成21年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、産業建設委員会に付託しておりました議案第84号 花宗太田土木組合規約の変更について外1件を一括議題といたします。

これから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について産業建設委員長の報告を求めます。産業建設委員長、佐藤操君。

産業建設委員長（佐藤 操君）（登壇）

私は産業建設委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第84号 花宗太田土木組合規約の変更について、及び請願第3号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願の2件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、議案第84号 花宗太田土木組合規約の変更について、御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、構成する2市1町の財政状況も厳しい折であり、同組合議会の議員定数をそれぞれの議会の次期改選に合わせて削減するように同組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により市議会の議決を求めるものであります。

委員会では、経費削減等のために議員定数を減らすことはやむを得ないことであるが、花宗川及び太田川の治水、利水は、重要な事項であり、今後とも所管事業への理解が深い議員

を選出し、定数削減が事業のマイナスにならないように願いたい旨の要望がなされたのに対し、要望の趣旨を伝え、同組合及び構成市町と十分協議してやっていきたい旨の答弁を受けたほか、詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願第3号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願について、御報告申し上げます。

本請願は、クレジット、サラ金、商工ローンなど貸金業者の高金利、過剰与信、過酷な取り立て等により、深刻化する多重債務問題の解決のため、上限金利の引き下げ、過剰貸し付けの禁止などを含む改正貸金業法が成立し、官民が連携して多重債務対策を実施した結果、多重債務者が大幅に減少し、確実に成果を上げつつある今日、改正貸金業法が早期に完全施行されれば、貸金業者の高金利、過剰与信等が是正され、多重債務問題はさらに改善される。

他方、一部には、消費者金融の成約率の低下、昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加していることなどを強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調がある。

しかし、改正貸金業法の完全施行の先延ばしや貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず、許されるべきではない。

また、今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸し付けの充実及びヤミ金融の撲滅などであり、多重債務問題解決のため、国会及び関係機関に対し、改正貸金業法の早期完全施行など所要の施策を実施されるよう、意見書の提出を求める本請願の願意は妥当なものであり、採決の結果、採択すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして報告を終わります。

議長（井口嘉生君）

産業建設委員長の報告は終わりました。

これから、産業建設委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第84号 花宗太田土木組合理約の変更についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第3号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本請願は産業建設委員長報告のとおり採択されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩中、議会運営委員会が開催されますので、関係者の皆様は議会応接室にお集まりいただきますようお願いいたします。なお、再開時刻は後ほどお知らせいたします。

午前10時14分 休憩

午前10時30分 再開

議長（井口嘉生君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

この際お諮りいたします。本日、市長から報告第11号 専決処分の報告について（交通事故による相手方負傷及び車両の損害賠償）1件の送付がなされ、また、本市市議会議員中村博満君外16名から議案第90号 大川市政に係る基本的な計画の策定等の手続きに関する条例の制定について、本市市議会議員中村博満君外3名から議案第91号 市長の専決処分事項の指定についての議決内容の一部変更について、本市市議会議員佐藤操君外5名から議案第92号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出についての議案3件の提出がそれぞれなされ、以上4件を受理いたしましたので、この際、御報告申し上げるとともに、これを本日の日程に追加し、直ちに上程したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、報告第11号及び議案第90号から議案第92号までの4件を一括議題といたします。

議案を局長に朗読いたさせます。局長。

議会事務局長（酒見隆司君）

それでは、朗読いたします。

報告第11号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分手項について、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成21年12月18日提出

大川市長 植木 光 治

記

交通事故による相手方負傷及び車両の損害賠償 別紙

別紙につきましては、朗読を省略させていただきます。

次に、

議案第90号

大川市政に係る基本的な計画の策定等の手続きに関する条例の制定について
標記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成21年12月18日

提出者 大川市議会議員

中 村 博 満

古 賀 勝 久

福 永 寛

今 村 幸 稔

吉 川 一 寿

岡 秀 昭

平 木 一 朗
神 野 恒 彦
古 賀 光 子
中 村 武 彦
古 賀 龍 彦
佐 藤 操
川 野 栄美子
山 田 廣 登
石 橋 正 毫
箴 島 かおる
石 橋 忠 敏

大川市政に係る基本的な計画の策定等の手続きに関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定に基づき、本市の行政に係る基本的な計画を議会の議決対象とし、その策定等に関して議会が積極的な役割を果たすことにより、市民の視点に立った透明性の高い市政の推進に寄与することを目的とする。

(議決対象とする計画)

第2条 基本計画（法第2条第4項に規定する基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めるものをいう。）の策定、変更又は廃止については、議会の議決を経なければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第91号

市長の専決処分事項の指定についての議決内容の一部変更について

平成10年9月7日付け議案第51号をもって議決された市長の専決処分事項の指定に係る議決内容の一部を下記のとおり改める。

平成21年12月18日提出

提出者 大川市議会議員

中 村 博 満

岡 秀 昭

佐 藤 操

石 橋 正 毫

記

第4項中「市営住宅」を「市営住宅及び公共賃貸住宅」に改める。

理由

雇用促進住宅の譲渡を受け、大川市公共賃貸住宅条例（平成21年大川市条例第16号）が制定されたことに伴い、市長の専決処分事項の一部を変更する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市議会の議決を求めるものである。

議案第92号

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を別紙のとおり提出する。

平成21年12月18日

提出者 大川市議会議員

佐 藤 操

川 野 栄美子

山 田 廣 登

石 橋 正 毫

箆 島 かおる

石 橋 忠 敏

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

経済・生活苦での自殺者が年間7千人に達し、自己破産者も18万人を超え、多重債務者が2百万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、2006年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引き下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止（総量

規制)などを含む同法が完全施行される予定であります。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は 多重債務相談窓口の拡充、セーフティネット貸付の充実、ヤミ金融の撲滅、金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定し、現在では多くの自治体も多重債務問題に取り組み、官民が連携して多重債務対策を実施した結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を切るなど多重債務対策は確実に成果をあげつつあります。

他方、一部には、消費者金融の成約率が低下し、借りたい人が借りられなくなり、特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加していることなどを強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調があります。

しかし、90年代における山一証券、北海道拓殖銀行の破綻などに象徴されるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制の下に商工ローンや消費者金融が大幅に貸付を伸ばした結果、1998年には自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど多重債務問題が深刻化しました。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず、許されるべきではなく、今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などであります。

よって、今般設置された消費者庁の所管または共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、多重債務問題解決のため、国会及び政府におかれましては、下記の施策を実施されるよう強く要望するものであります。

記

- 1 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること。
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月 日

衆議院議長 横路孝弘 殿
参議院議長 江田五月 殿
内閣総理大臣 鳩山由紀夫 殿
総務大臣 原口一博 殿
法務大臣 千葉景子 殿
金融担当大臣 亀井静香 殿
消費者担当大臣 福島瑞穂 殿

以上でございます。

議長（井口嘉生君）

次に、報告第11号についての提案理由の説明を求めます。市長。

市長（植木光治君）（登壇）

追加議案の説明をいたします。

追加議案として提案させていただきました報告第11号 専決処分の報告について、御説明申し上げます。

この専決処分の報告につきましては、議案に理由を付しておりますとおり、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告いたすものであります。

以上であります。

議長（井口嘉生君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、この際お諮りいたします。

ただいま議題としております報告第11号については、委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、報告第11号を議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。

質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、報告第11号については、以上で御了承のほどをお願いいたします。

次に、議案第90号から第92号までの3件を一括議題といたします。

これから提案理由の説明を行いますが、この際お諮りいたします。

ただいま議題としております案件のうち、議案第90号及び第91号については、さきの議員協議会において御協議いただいております。また、議案第92号については、先ほどの請願採択に伴うものであり、その内容は明らかでありますので、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議題としております3件については、委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、これからただいま議題となっております議案第90号から第92号までの3件について質疑を行います。

質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第90号 大川市政に係る基本的な計画の策定等の手続きに関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号 市長の専決処分事項の指定についての議決内容の一部変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、閉会中の所管事項継続調査の件を議題といたします。

この件につきまして、議会運営委員長から議会の運営に関する事項及び議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について、次の定例会まで閉会中の継続調査の申し出がっております。よって、議会運営委員長の申し出のとおり、付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

9番福永寛君、10番中村博満君、以上2人を指名いたします。

以上で本定例会の議事はすべて終了いたしました。

ここで一言ごあいさつ申し上げます。

本年最後の定例会は、去る7日に招集されて以来、議員各位には連日熱心に御審議を賜り、また執行部におかれましても温かい御配慮をいただき、本日まで12日間にわたる日程を滞りなく終了いたしましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

さて、ことしは8月末の衆議院選挙の結果を受けた政権交代、司法制度に風穴をあける裁判員制度、国民生活に多大な影響と不安を与えた新型インフルエンザなど、ことしの漢字「新」に象徴されるような出来事がたくさんありました。

経済面においては、一昨年からの長期的な景気後退、雇用情勢の悪化、急激な円高により、

いまだ景気回復の見通しが立たない現状にあります。

本市においても、基幹産業の低迷など経済環境が厳しい中、雇用創出などの緊急経済対策、少子・高齢化社会への対応などに取り組んでおります。

しかしながら、税収の落ち込み、地方交付税の削減等、厳しい財政運営を余儀なくされており、今後、地方分権を推進する上で議会も行政もその役割がますます増大するものと考えております。

議会も行政も、目指す目的は、市民の幸せを図ることであります。そのために、互いに切磋琢磨し、車の両輪のごとき関係を保ちながら、議会として精いっぱい権能を果たしてまいりたいと考えておりますので、今後とも皆様方の御協力をお願い申し上げます。

ことしも余すところ残りわずかとなり、これから寒さが本格的に厳しくなります。皆様におかれましては、くれぐれも御自愛をいただき、輝かしい新年を迎えられますことを心から御祈念申し上げまして、ごあいさつといたします。

なお、ここで市長から発言の申し出がっておりますので、この際お願いいたします。市長。

市長（植木光治君）

議長のお許しをいただきましたので、本会議を終了するに当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、先ほど議長のごあいさつの中にもありましたように、去る7日の開会以来、本日までの12日間にわたり本会議並びに各委員会を通じ、慎重かつ熱心な審議を賜り、提出いたしました各案件に対し、それぞれ適切な御決定をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

また、今議会では、より多くの市民の皆様様に議会の傍聴をいただくために、土曜、日曜の両日を一般質問に当てていただいたことに対しまして、改めて敬意を表する次第であります。

議員の皆様から審議の過程において賜りました意見や助言は、十分に尊重し、今後の市政運営に生かしてまいりたいと考えております。

国や地方行政を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いております。本市におきましても基幹産業を初めとした経済活動や財政、そして市民生活にも厳しい逆風となっているものであります。このような状況の中で、私どもは本市を取り巻くさまざまな重要な課題に対し、正面から取り組んでまいらなければなりません。そのためにも、真に必要な市民の二

ーズを踏まえた上で、選択と集中を基本に、創意と工夫をもって知恵を絞り、三役を初め職員が一丸となって、大川の再生のために努力を重ねてまいります。

今後とも、議会と行政が切磋琢磨し、大川が本来有しているポテンシャルを引き出し、皆が誇れるまちづくりとして実現していく所存であります。

ことしも残すところあとわずかとなりましたが、議員の皆様方には健康に御留意をいただき、御家族ともども健やかな新年をお迎えいただきますようお願い申し上げます。閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（井口嘉生君）

これにて平成21年第7回大川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時48分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長

大川市議会議員

大川市議会議員